



ビューローベリタスジャパン株式会社 システム認証事業本部  
神奈川県横浜市中区日本大通 18 KRC ビル 8F  
TEL: 045-651-4784 / FAX: 045-641-4330

**文書名:** GAP 認証申請の手引

**文書番号:** GAP13 Rev. 3.0

**発行日:** 2018/8/1

## 目次

1. GAP 認証について .....	3
1.1. GAP (Good Agricultural Practice) とは .....	3
1.2. JGAP/ASIAGAP とは .....	3
1.3. BVJC が行なう認証の種類 .....	3
2. 認証業務について／営業時間・運営方針 .....	4
2.1. 営業時間 .....	4
2.2. 認証を行う区域 .....	4
2.3. 認証業務の活動方針 .....	4
2.4. 機密保持について .....	4
2.5. コンサルティングサービスについて .....	4
2.6. 苦情・異議申し立てについて .....	4
3. 新しく GAP 認証を申請しようとお考えの方へ .....	5
3.1. 申請前に行なっていただくこと .....	5
3.1.1. 個別審査の場合 .....	5
3.1.2. 団体審査の場合 .....	5
3.2. お見積もり .....	5
3.3. 申請 .....	5
3.3.1. 申請書類の入手 .....	5
3.3.2. 申請の受理と費用の支払い .....	5
3.4. 審査 .....	6
3.4.1. 実地審査の準備 .....	6
3.4.2. 実地審査の実施 .....	6
3.4.3. 是正の改善措置 .....	6
3.5. 判定 .....	6
3.5.1. 判定委員会の開催 .....	6
3.5.2. 認証書の交付 .....	6
4. 認証の維持 .....	8
4.1. 維持審査・更新審査の実施時期 .....	8
4.2. 認証範囲の変更 .....	9
5. JGAP/ASIAGAP 認証保有者の義務 .....	10
6. 認証の取り消しについて .....	11

## 1. GAP 認証について

### 1.1. GAP (Good Agricultural Practice) とは

- Good Agricultural Practice の頭文字で、直訳すると「良い農業のやり方」で、「適正農業規範」や「農業生産工程管理手法」などと訳されています。農産物生産の各段階で生産者が守るべき管理基準とその実践のことで、食の安全、環境保全型農業、労働安全などの視点から適切な農場管理のあり方についてまとめられたものです。

### 1.2. JGAP/ASIAGAP とは

- JGAP/ASIAGAP は、農場や JA (農協) 等の生産者団体が活用する農場管理の基準です。農薬・肥料の管理など、食の安全や環境保全に関する多くの基準が定められています。(日本 GAP 協会ウェブサイトより引用)
- 日本 GAP 協会に認められている第三者機関の審査により、JGAP/ASIAGAP が正しく導入されていることが確認された農場には JGAP/ASIAGAP 認証が与えられます。
- ビューローベリタスジャパン株式会社(以下、BVJC と称します)は、2014 年 10 月に日本 GAP 協会から GAP 審査・認証機関として認定を受けました。

### 1.3. BVJC が行なう認証の種類

審査の種類	認証範囲
<b>個別審査</b> 農場における農産物の生産工程の管理状態を審査する。	JGAP/ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準 青果物
	JGAP/ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準 穀物
	JGAP/ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準 茶
<b>団体審査</b> 団体による農場統治の状態と、団体に所属する農場における農産物の生産工程の管理状態の両方を審査する。	JGAP/ASIAGAP 団体事務局用 管理点と適合基準

## 2. 認証業務について／営業時間・運営方針

### 2.1. 営業時間

- 事業所の認証業務を行う時間：9時から17時30分
- 休業日：
  - 土曜日、日曜日、国民の祝日・休日
  - 年末の12月30日から31日まで及び年始の1月2日から3日

### 2.2. 認証を行う区域

- 日本国内において認証することができます。

### 2.3. 認証業務の活動方針

- 認証業務は次の活動方針で進めてまいります。
  1. 認証業務を公平、公正、迅速に提供する。
  2. 認証業務の信頼性を確保するため、必要な技術的能力の維持・向上に努める。
  3. 認証業務の機密保持、客観性及び公平性に関して他の業務部門からの影響の排除に努める。
  4. GAPの適正な運営に寄与する。
  5. 会社は、認証業務の結果を左右しかねないような全ての営利的、財政的、その他の圧力に影響されないようにする。

### 2.4. 機密保持について

- ビューローベリタスは、法律で求められている場合等を除き、事業者の認証業務の過程で得られる情報を、事業者の同意が無い限り第三者に開示してはならない義務を有しています。

### 2.5. コンサルティングサービスについて

- ビューローベリタスは、認証の申請を予定している者に対して、認証上で問題となる事項の対処法に関する助言、又はコンサルティングサービスをいたしません。

### 2.6. 苦情・異議申し立てについて

- 苦情・異議申し立てを受けた場合、ビューローベリタス GAP 認証手順に定められた手順に則り対応致します。

### 3. 新しく GAP 認証を申請しようとお考えの方へ

#### 3.1. 申請前に行なっていただくこと

##### 3.1.1. 個別審査の場合

- 『JGAP/ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準』を理解し、基準に基づく手順を構築し、3ヶ月以上運営してください。
- 自己点検（JGAP の場合）または内部監査（ASIAGAP の場合）を行い、改善すべき点は改善してください。自己審査／内部監査を行っていない場合、または不適合が改善されていない場合は審査を行えませんのでご了承下さい。

##### 3.1.2. 団体審査の場合

- 『JGAP/ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準』および『JGAP/ASIAGAP 団体事務局用 管理点と適合基準』を理解し、基準に基づく団体・農場管理マニュアルを作成した上で、手順を構築し運営します。
- 自己点検（JGAP の場合）または内部監査（ASIAGAP の場合）を行い、改善すべき点は改善します。自己点検／内部監査は、団体事務局、共同施設及びすべての農場で行う必要があります。自己点検／内部監査を行っていない場合、または不適合が改善されていない場合は審査を行えませんのでご了承下さい。

#### 3.2. お見積もり

- 申請前に認証手数料のお見積もりを発行することができます。
- 弊社ウェブサイトから見積もり依頼用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、メールで弊社まで送付ください。
  - 送付先 Email:  
cersus.yok@jp.bureauveritas.com
- 折り返し、お見積もりをお送りいたします。尚、申請後または審査により、お見積額に変更が生じる際には、再度算出させていただきます事をご了承ください。
- JGAP/ASIAGAP 認証手数料につきましては、弊社ウェブサイトをご参照ください。

#### 3.3. 申請～ご契約

##### 3.3.1. 申請書類の入手

- 認証の分類（個別・団体）に応じた申請書をご用意しております。
- 弊社ウェブサイトから申請書をダウンロードし、必要事項をご記入、押印いただきましたら、原本を下記まで郵送願います。

ビューローベリタスジャパン株式会社  
〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通 18KRC ビル 8 階  
TEL:045-651-4770 FAX: 045-641-4330  
Email: cersus.yok@jp.bureauveritas.com  
HP: <http://certification.bureauveritas.jp/>

##### 3.3.2. 申請の受理と費用の支払い

- 弊社にて申請書類を受領した後、記入事項の確認を行い、請求書が発行されます。
- 認証に係る手数料のお支払いが確認された段階で申請「受理」となります。

- 特別な理由により「受理」を拒否する場合があります。この場合はその理由が通知され、認証に係る手数料は返還されます。

### 3.3.3. ご契約

- ご契約書と認証約款をお送りいたしますので、ご署名後、ご返送ください。ご返送をもって、正式契約となり、審査準備に入ります。

## 3.4. 審査

### 3.4.1. 実地審査の準備

- 実地審査については、担当する審査員より申請者に事前に連絡を入れさせていただき、申請書に書かれた希望日とご相談のうえで実地審査の日程を決めさせていただきます。
- 日程が決定した後、実地審査のスケジュールと当日に準備していただく事項を示した「実地審査計画書」を送付いたします。

### 3.4.2. 実地審査の実施

- 実地審査は、申請者と審査員の合意の基で行われ、申請対象となる圃場、農産物取り扱い施設、外注先への審査員の立ち入りが認められます。
- 審査員は『JGAP/ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準』および『JGAP/ASIAGAP 団体事務局用 管理点と適合基準』また、申請書類の内容と実際の作業手順や管理状態に基づき、ヒアリング、帳票確認、圃場や施設の現場確認を通して、農場が管理点をそれぞれどのように管理しているかをチェックします。
- 申請者のご承諾のうえで、申請対象施設内での写真撮影をさせていただくことがあります。

### 3.4.3. 是正の改善措置

- 審査員は審査した結果について審査報告書を作成します。
- 不備、不足、改善事項が確認された場合は、改善すべき事項や必要な対応を是正指示書で通知、請求します。
- 申請者は、改善、対応をすみやかにいき、その結果を文書及び資料等にて報告しなければなりません。
- 報告された結果が、適正と判断された段階で実地審査が完了したことになります。

## 3.5. 判定

### 3.5.1. 判定委員会の開催

- 実地審査が完了した後、申請書類、実地審査の報告書、是正措置指示書など、JGAP/ASIAGAP 基準への適合状態の確認に必要な書類が判定委員会に回送されます。
- 判定委員会は、実地審査を行った審査員以外のメンバーで構成され、適合性の評価の後、判定責任者により適否が判定されます。
- 判定の可否については、判定結果通知により申請者に通知されます。また、否決の際はその理由を通知する。

### 3.5.2. 認証書の交付

- 判定結果が適合の場合、審査費用並びに交通費のお支払い完了後、認証書を交付します。

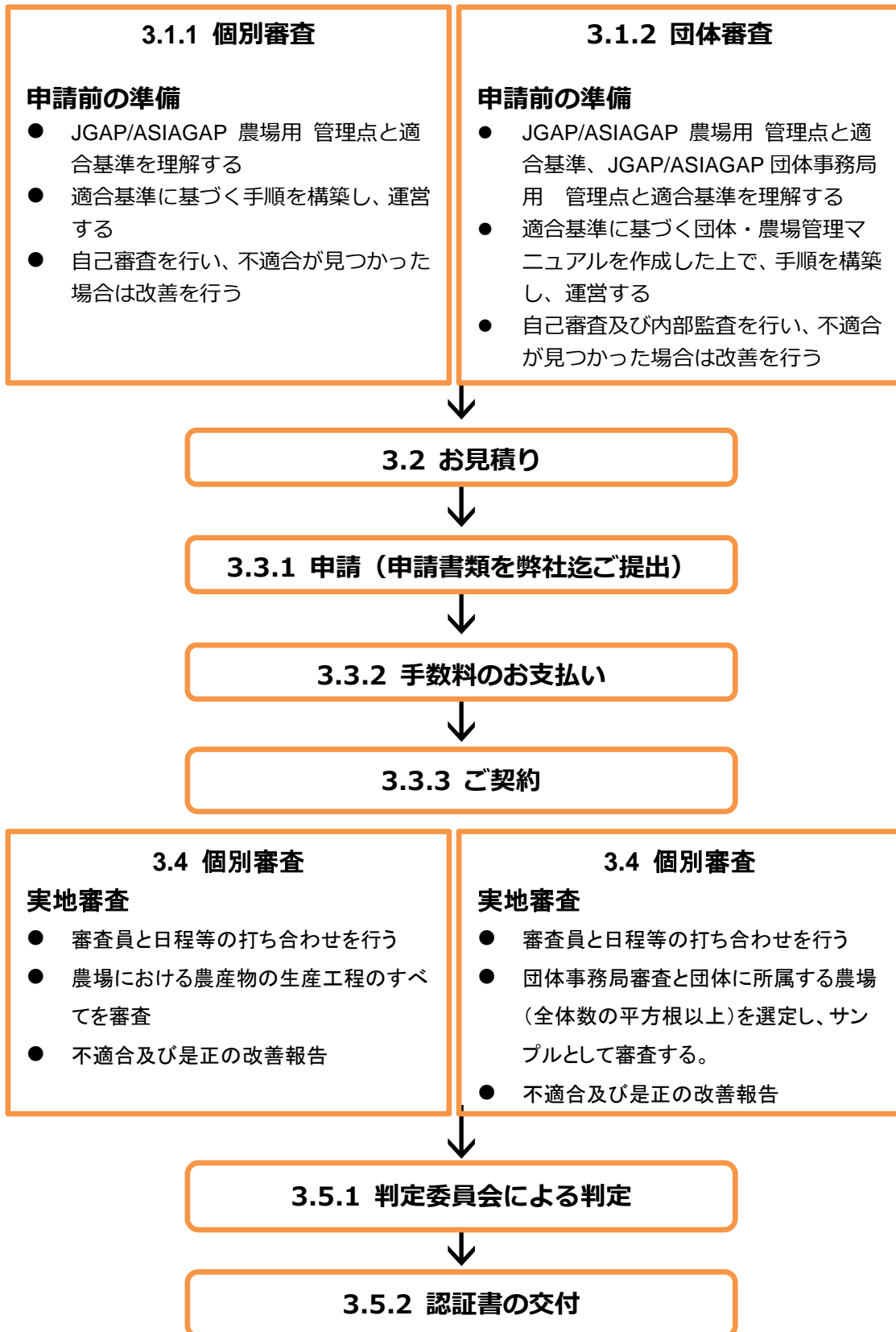


図1：認証の流れ

## 4. 認証の維持

### 4.1. 維持審査・更新審査の実施時期

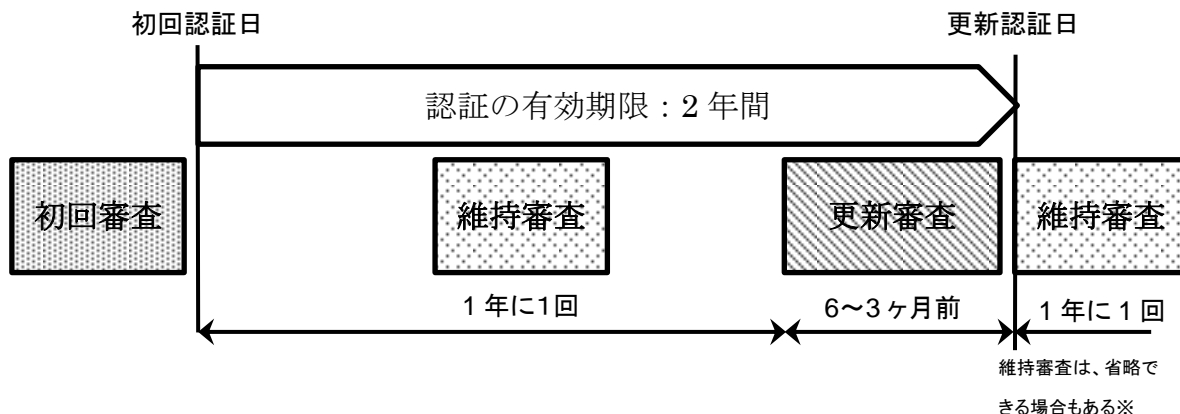


図2：認証サイクル

#### 初回審査

- 対象：
  - GAP 審査を初めて申し込んだ農場・団体
  - 以前に認証を得ていたが有効期限が切れたために再び審査を申し込む農場・団体
- この審査の認証日から2年間の有効期限となる。
- 審査申込書に記載のある農産物のうち、1種類以上の品目が審査時に栽培中または収穫以降保管中であることを原則とする。

#### 維持審査

- 初回審査または前回の更新審査から次回の更新審査までの間で行う
- 認証日より1年後、審査・認証機関が指定するタイミングで実施する。
- 審査申込書に記載のある農産物のうち、1種類以上の品目が審査時に栽培中または収穫以降保管中であることを必須とする。
  - ※JGAPに限り、更新審査の結果、是正の必要がなく認証の基準を満たす運営ができていたことが確認された場合に限り、審査・認証機関の判断で維持審査を省略することができる。なお、初回審査の場合には、この特別ルールは適用されず、農場・団体は必ず維持審査を受けなければならない。

#### 更新審査

- 認証の有効期限6ヶ月前（JGAP）または3ヶ月前（ASIAGAP）から実施可能
- この審査の終了後、有効期限が更新され、新たな認証書が発行される。
- 審査申込書に記載のある農産物のうち、1種類以上の品目が審査時に存在中であることを原則とする。
- 審査・認証機関を変更する場合は、更新審査となる。



## 4.2. 認証範囲の変更

**追加の申請**

申請書類、添付書類を弊社迄提出

- 認証書の記載事項に変更がある場合（申請者名や住所の変更など）
- 生産する品目を増やす場合
- 農産物取り扱い施設（収穫以降の出荷・調整、選果、乾燥・調製・精米施設、荒茶製造等を行う施設）を増やす場合
- 団体内の農場を増やす場合（団体認証）

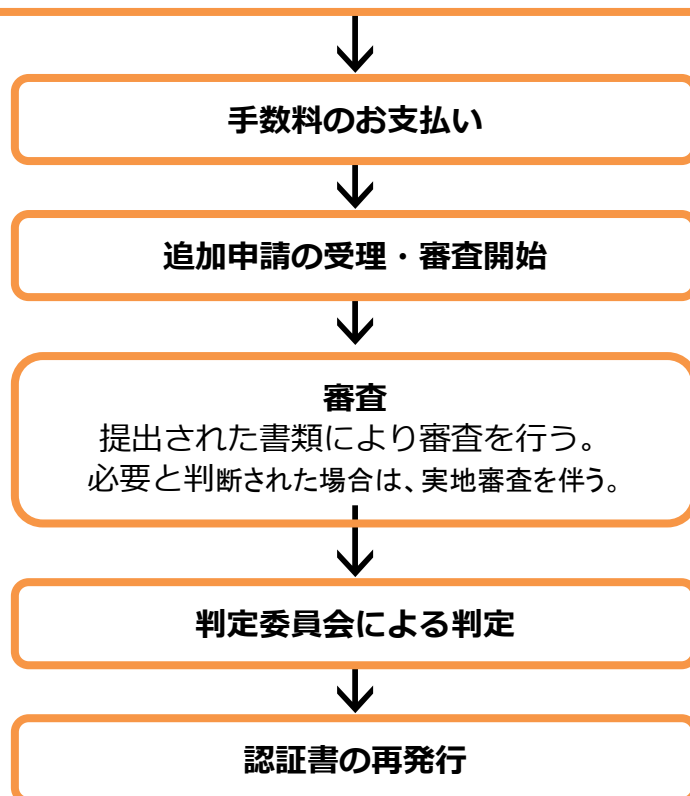


図3：認証範囲変更の流れ

**圃場を追加する場合**、新規圃場の適性を求める管理点が存在するため追加申請の報告の必要はありませんが、次回審査時（維持または更新審査）に確認します。

5. JGAP/ASIAGAP 認証保有者の義務

1. 農場・団体は、認証書に記載された「JGAP/ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準」及び「JGAP/ASIAGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」の該当部分への適合に関して責任を負わなければなりません。
2. 農場・団体は、同時に複数の審査・認証機関から審査を受け、認証を得てはなりません。
3. 農場・団体は、本規則に従って、認証書に記載のある農産物取扱い施設や農産物の範囲の変更、団体への農場の加入・脱退などのデータの変更について、審査・認証機関に連絡しなければなりません。
4. 農場・団体は、認証の範囲となる農産物の生産工程の作業を外部委託する場合、外部委託業者に JGAP/ASIAGAP の基準を遵守させなければなりません。
5. 農場・団体は、審査・認証機関から臨時審査の申し入れがあった場合、速やかに審査を受けなければなりません。
6. 農場・団体は、認証の取消し・返上、認証範囲の縮小などにより審査・認証機関から認証書の返却を求められた場合、速やかに対応しなければなりません。
7. 農場・団体は、認証書の写しを他者に提供する場合、付属書を含む認証書のすべてを提供しなければなりません。

弊社の GAP 認証業務に関する異議・申立てにつきましては、以下の窓口までご連絡下さい。

ビューローベリタスジャパン株式会社サステナビリティ認証部

TEL 045-651-4770      FAX 045-641-4330

Email: [cersus.yok@jp.bureauveritas.com](mailto:cersus.yok@jp.bureauveritas.com)

異議・申立に関する弊社規程に則り、対応させていただきます。

## 6. 認証の取り消しについて

- BVJC は、次の各号に掲げる事由が認められる場合、農場・団体に対して、文書により、相当期限内に是正処置を講じるよう勧告します。その是正期限は原則として4週間とされます。
  - a) 農場のルール違反の指摘が発生しているにもかかわらず、農場・団体が適切な是正処置を取る意思がない場合、または3か月以上放置されていることが確認された場合
  - b) 内部監査の結果、所属する農場に必須項目の不適合が発見されているにもかかわらず、団体及び農場が適切な是正処置を取る意思がない場合、その農場を団体から除名しない場合、または3か月以上放置されていることが確認された場合
  - c) 維持審査で検出された不適合の是正処置の対応期間がJGAP/ASIAGAP総合規則8.3(7)に定める期間（審査日から4週間以内。是正内容の現地確認を行う場合は、審査日から8週間以内）を超過した場合
  - d) 農場・団体が、審査・認証に関する規定の料金を支払わない場合
  - e) 原産地表示違反やJGAP/ASIAGAPマーク使用に関する違反などの不適切な販売方法等により消費者の信頼を裏切り、または、農業関連法規、食品関連法規、環境関連法規、労働法規その他法令に違反し、JGAPの認証にふさわしくないと判断された場合
  - f) その他、農場・団体が、JGAP/ASIAGAP の認証にふさわしくない行為を行ったと判断された場合
  
- BVJC は、次の各号に掲げる事由が認められる場合、是正勧告をせずに農場・団体の認証を即時に取消すことがあります。
  - a) 農場・団体が会社更生、破産、民事再生等の申立てを受け、または、自らその申立てをしたとき、手形の不渡り処分、公租公課の滞納処分、または、差押等の強制執行を受けたとき、もしくはそれに準ずる事由の発生した場合
  - b) 審査を担当した審査員と農場・団体との間に不適切な関係（利益相反関係等）があることが判明し、審査結果が信頼できないと判断された場合
  - c) BVJC が適切に次回の審査申込みを促したにもかかわらず、農場・団体から審査の申込みまたは意思表示がなく、JGAP/ASIAGAP 総合規則 7.3 で規定されている審査のタイミングまでに審査が実施できなかった場合。
  - d) 農場・団体が、臨時審査を拒み続けている場合
  - e) 農場・団体が、BVJC との契約に違反した場合